

変更前	変更後	理由
<p><大会形式></p> <p>第13条 シードチーム41チーム(J1:18、J2:22、<u>JFL:1</u>)と都道府県代表47チームの合計88チームが出場し、1回戦ノックアウト方式による7回戦制トーナメントにて行われる。</p>	<p>第13条 シードチーム41チーム(J1:18、J2:22、<u>第93回大会アマチュアカテゴリー最優秀成績チーム:1</u>)と都道府県代表47チームの合計88チームが出場し、1回戦ノックアウト方式による7回戦制トーナメントにて行われる。</p>	<p>シードチームの考え方の変更に伴い改訂する。</p> <p>(第93回大会アマチュアカテゴリー最優秀成績チームはAC長野パルセイロとなる)</p>
<p><出場資格と選手証></p> <p>第17条〔出場資格と選手証〕</p> <p>本協会登録および本大会に参加申込を完了した選手のみが、試合における出場資格をもつ。</p> <p><u>選手は、試合出場に際し、本協会の発行する選手証(以下「選手証」という)を持参しなければならない。</u></p>	<p>第17条〔出場資格と選手証〕</p> <p>本協会登録および本大会に参加申込を完了した選手のみが、試合における出場資格をもつ。</p> <p><u>選手は、試合出場に際し、本協会の発行する選手証(以下「選手証」という)を原則持参しなければならない。ただし電子登録証の写し(いずれも写真貼り付けによる顔の認識ができるもの)により、確認が取れば出場を認める。</u></p>	<p>電子登録証の運用に伴い、選手証の運用について改訂する。</p>
<p><懲罰></p> <p>第45条〔退場処分〕</p> <p>①退場処分を受けた選手は、大会規律・フェアプレー委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。</p> <p>②退場を命ぜられた選手は、<u>自動的に次戦の公式試合の出場停止処分を受ける。</u></p>	<p>第45条〔退場処分〕</p> <p>①退場処分を受けた選手は、大会規律・フェアプレー委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。</p> <p>②退場を命ぜられた選手は<u>自動的に本大会次回戦の試合出場停止処分を受ける。本大会の終了、本大会からの敗退によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。</u></p>	<p>規約・規程「[別紙2] 懲罰基準の運用に関する細則」改正に伴い、懲罰に関する規程改訂に合わせて、運営要項も改訂する。</p>

変更前	変更後	理由
<p>第 46 条〔警告による出場停止処分〕</p> <p>①本大会で累積された警告が 2 回となった選手は、<u>自動的に次戦の試合の出場停止処分を受ける。</u></p> <p>②同一試合で 2 回の警告による退場を命ぜられた選手は、<u>自動的に次戦の公式試合、1 試合の出場停止処分を受ける。</u></p> <p>③前 2 項における警告は、試合出場停止により処分されたものとし、累積されない。</p> <p>④第 1 項、第 2 項の処分に該当する行為を重ねて行った場合は最低 2 試合の出場停止処分を受ける。</p> <p>⑤累積された警告での出場停止処分は、本大会終了時をもって効力を失う。</p>	<p>第 46 条〔警告による出場停止処分〕</p> <p>①本大会で累積された警告が 2 回となった選手は、<u>自動的に本大会次回戦の試合 1 試合の出場停止処分を受ける。</u></p> <p>②同一試合で 2 回の警告による退場を命ぜられた選手は、<u>自動的に本大会次回戦の試合 1 試合の出場停止処分を受ける。</u>本大会の終了、本大会の敗退によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。</p> <p>③前 2 項における警告は、試合出場停止により処分されたものとし、累積されない。</p> <p>④第 1 項、第 2 項の処分に該当する行為を重ねて行った場合は最低 2 試合の出場停止処分を受ける。</p> <p>⑤累積された警告での出場停止処分は、本大会終了時をもって効力を失う。</p>	